

調整力コストについて

平成 27 年 11 月
四国電力株式会社

1. 予備力確保に関する懸念点と託送料金原価への算入範囲について【論点a】

1

- 偶発的需給変動対応に必要な予備力（年間最大3日平均：H3の需要に対する7%）については、小売事業者が一定程度確保することが期待されるものの、小売事業者側の予備力確保に関しては、供給計画（年間計画）上、調達先未定の整理が可能であることなど、実際に確保される予備力の水準が制度上担保されていません。
- このため、新制度において安定供給に万全を期す観点からは、一般送配電事業者が予備力7%を確保することが必要であり、その場合、小売事業者が確保する予備力との重畳はやむを得ないと考えており、予備力7%相当の固定費を託送原価へ算入することについて、ご理解いただきますようお願いいたします。

【現状】

一般電気事業者（供給義務・周波数維持義務）

- ・ 供給計画において、適正な予備力確保を担保
- ・ 託送料金※1、規制小売料金にて費用回収を担保

※1：周波数制御対応として、H3需要の5%相当の調整力コスト

【28年度以降】

一般送配電事業者（周波数維持義務）

- ・ 供給計画において、適正な予備力確保を担保
- ・ 託送料金※2にて費用回収を担保（一般送配電事業者として必要な調整力コストについては託送原価算入が必要）

※2：周波数制御＋**需給バランス調整**対応として、H3需要の7%相当の調整力コスト（申請ベース）

小売事業者（供給能力確保義務）

- ・ 供給計画において、供給能力（内在する予備力を含む）の適正性を担保（ただし、供給力の一部を調達先未定と整理可能）
- ・ 実需給断面においては、1時間前市場やインバランス補給に期待する事業者が生じる懸念あり

特定規模電気事業者

2. 他燃種間持ち替えにおける単価差について【論点c】

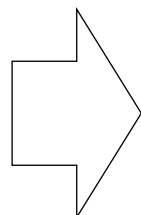
2

- 他燃種間（弊社の場合は石炭火力－石油火力）の持ち替えにつきましては、「石炭高値G－石油安値Gにて持ち替え(①)」「石炭全体－石油全体にて持ち替え(②)」「その他の組合せで持ち替え(③・④等)」など様々なパターンが存在いたします。
- 第9回会合の論点cにてお示しいただきました事務局案2（石炭高値平均－石油安値平均）は、様々な持ち替えパターンの中で適用単価差が最小となるパターンであり、運用実態の太宗が同パターンであるならば一律適用もあり得ると考えますが、より単価差の大きい持ち替えが多く発生している実績を踏まえると、適切でないと考えます。
- 弊社としては、算定・審査における事務コストにも配慮しつつ、①以外の運用実態も踏まえて算定すべきであると考えております。

【持ち替えパターン例】

石炭火力⇄石油火力の持ち替え時における部分負荷運転の実績比率

ユニット	3ヶ年実績
石油高値グループ	66%
石油安値グループ	75%
石炭高値グループ	94%
石炭安値グループ	16%



①(事務局案2)

石油高値	停止／最低運転
石油安値	調整運転
石炭高値	調整運転
石炭安値	フル運転

②(事務局案1)

石油高値	調整運転
石油安値	調整運転
石炭高値	調整運転
石炭安値	調整運転

③(その他)

石油高値	調整運転
石油安値	調整運転
石炭高値	調整運転
石炭安値	フル運転

④(その他)

石油高値	調整運転
石油安値	停止
石炭高値	調整運転
石炭安値	フル運転

小
↑
単価差
↓
大